

静岡県財務規則及び静岡県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第70号

静岡県財務規則及び静岡県財産規則の一部を改正する規則

(静岡県財務規則の一部改正)

第 1 条 静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、教育組織規則第 6 条第 1 項に規定する <u>理事（総括・新図書館担当）</u> 、同項に規定する参事（学校教育担当）及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第 2 条に規定する総務部（以下「警察総務部」という。）の長をいう。 (5)～(35) (略)	(用語の定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (4) 局長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「行政組織規則」という。）の規定により本庁に置かれた局（出納局を除く。以下「局」という。）の長、教育組織規則第 6 条第 1 項に規定する <u>参事（政策管理担当）</u> 、同項に規定する参事（学校教育担当）及び静岡県警察の組織に関する条例（昭和29年静岡県条例第28号）第 2 条に規定する総務部（以下「警察総務部」という。）の長をいう。 (5)～(35) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県財産規則の一部改正)

第 2 条 静岡県財産規則（昭和39年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第20条の 2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（第 3 章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第 1 項第 3 号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第 1 項中「行政経営課長を経て財務部長」とあるのは、「行政経営課長」とする。	第20条の 2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（第 3 章を除き、以下「局長等」という。）は、知事が別に定める範囲内において、その所掌事務に係る前条第 1 項第 3 号に規定する事務を専決することができる。この場合における第21条の規定の適用については、同条第 1 項中「行政経営課長を経て財務部長」とあるのは、「行政経営課長」とする。

(1)～(5) (略)

(6) 教育委員会組織規則第6条第1項の表に掲げる理事（総括・新図書館担当）及び同表に掲げる参事（学校教育担当）（以下これらを「教育部理事等」という。）

(7) (略)

（物品の取得等の決定）

第85条 (略)

2 前項の調書は、本庁にあつては、第73条の規定の例により、決裁を受けた後、物品管理者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第5の2の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局の長、企画部、総務部、財務部及びスポーツ・文化観光部に置かれた課の長、危機管理部参事並びに <u>教育部理事等</u> をいう。）
(略)	

(1)～(5) (略)

(6) 教育委員会組織規則第6条第1項の表に掲げる参事（政策管理担当）及び同表に掲げる参事（学校教育担当）（以下これらを「教育部参事」という。）

(7) (略)

（物品の取得等の決定）

第85条 (略)

2 前項の調書は、本庁にあつては、第73条の規定の例により、決裁を受けた後、物品管理者に回付するものとする。この場合において、同条において引用する別表第5の2の規定の適用については、同表中次の表の左欄に掲げる字句は同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
出納局次長	局長等（行政組織規則の規定により本庁に置かれた局の長、企画部、総務部、財務部及びスポーツ・文化観光部に置かれた課の長、危機管理部参事並びに <u>教育部参事</u> をいう。）
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年10月20日から施行する。